新

システム導入官署における輸出通関事務処理体制について

第1 基本的な審査方法等

(省略)

審査方式

通関システムにより区分2又は区分3として選定された輸出申告等の審査は、「重点審査」又は「一般審査」の2方法とする。

なお、通関システムにより区分1として選定、許可された輸出申告等については、必要に応じ通関システムによる輸出申告等が適正に行われているかどうか事後点検を実施するものとし、申告照会業務及び判定システムを利用するほか、必要に応じ原本抽出を依頼するものとする。

受付管理事務

- A 海上システムを使用した輸出申告等
 - 1 区分2又は区分3として選定された輸出申告等に係る申告情報を担当部門において受信した際には、統括審査官(統括審査官が置かれていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定された者)又はその命を受けた者(以下「統括官等」という。)は、次の事務を行う。
 - イ 申告情報を受信した後提出される仕入書又はこれに代わる書類その他 必要な添付書類(申請システムにより提出されたインボイス情報<u>及び添付</u> 資料情報を含む。以下「添付書類等」という。)の有無の確認

なお、受信した申告情報の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が表示されている場合又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が表示されている場合には、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行う。

ロ~チ (省略)

- 2 及び3 (省略)
- B 航空システムを使用した輸出申告等
- 1 区分2又は区分3として選定された輸出申告等に係る申告控及び添付書類等(以下「申告控等」という。)が担当部門に提出された際には、統括官等は、申告控等の必要部数及び必要な添付書類等の有無を確認の上、次の事務を行う。

なお、提出された申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が記載されている場合又は「記事」欄

システム導入官署における輸出通関事務処理体制について

第1 基本的な審査方法等

(同左)

審查方式

通関システムにより区分2又は区分3として選定された輸出申告等の 審査は、「重点審査」又は「一般審査」の2方法とする。

なお、通関システムにより区分1として選定、許可された輸出申告等については、必要に応じ通関システムによる輸出申告等が適正に行われているかどうか事後点検を実施するものとし、海上システムを使用した輸出申告等の事後点検に際しては、申告照会業務及び判定システムを利用するほか、必要に応じ原本抽出を依頼するものとする。

受付管理事務

- A 海上システムを使用した輸出申告等
 - 1 区分2又は区分3として選定された輸出申告等に係る申告情報を 担当部門において受信した際には、統括審査官(統括審査官が置かれ ていない官署にあっては、これに代わる者としてあらかじめ指定され た者)又はその命を受けた者(以下「統括官等」という。)は、次の事 務を行う。
 - イ 申告情報を受信した後提出される仕入書又はこれに代わる書類 その他必要な添付書類(申請システムにより提出されたインボイス 情報を含む。以下「添付書類等」という。)の有無の確認

なお、受信した申告情報の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が表示されている場合には、申請システムの<u>インボイス情報照会業務等</u>を利用して、当該申告に係るインボイス情報であるか否か等の確認を行う。

ロ~チ (同左)

2 及び3 (同左)

- B 航空システムを使用した輸出申告等
- 1 区分2又は区分3として選定された輸出申告等に係る申告控及び添付書類等(以下「申告控等」という。)が担当部門に提出された際には、統括官等は、申告控等の必要部数及び必要な添付書類等の有無を確認の上、次の事務を行う。

なお、提出された申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が記載されている場合

辛

に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番号が記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して、当該申告に係るインボイス情報又は添付資料情報であるか否か等の確認を行うものとする。

イ~へ (省略)

2 (省略)

審查事務

1 審査方法

(1) 審査担当者は、統括官等が指示したポイントを踏まえるとともに、必要申告事項並びに必要添付書類の有無及びその有効期限等に関する審査を行った後、関税等の減免戻税条件の具備、他法令による輸出規制、統計品目分類、数量・価格等に関する疑義の発見と解明を中心として審査を行う。

なお、申告情報又は申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が表示若しくは記載されている場合 又は「記事」欄に「添付資料情報登録業務」による減免税等手続等の受理番 号が表示若しくは記載されている場合は、申請システムの「インボイス情報 照会業務」又は「添付資料情報照会業務」等を利用して審査を行う。

(2)及び(3) (省略)

2 (省略)

IΒ

は、申請システムの<u>インボイス情報照会業務等</u>を利用して、当該申告 に係るインボイス情報であるか否か等の確認を行うものとする。

イ~へ (同左)

2 (同左)

審査事務

1 審査方法

(1) 審査担当者は、統括官等が指示したポイントを踏まえるとともに、 必要申告事項並びに必要添付書類の有無及びその有効期限等に関す る審査を行った後、関税等の減免戻税条件の具備、他法令による輸出 規制、統計品目分類、数量・価格等に関する疑義の発見と解明を中心 として審査を行う。

なお、申告情報又は申告控の「インボイス番号」欄に申請システムの「インボイス受理番号通知」情報の受理番号が<u>記載されている場合</u>は、申請システムの<u>インボイス情報照会業務等</u>を利用して審査を行う。

(2)及び(3) (同左)

2 (同左)